

令和6年度 第3回北栄町障がい者地域自立支援協議会

日時:令和7年2月26日(水)13:30~15:00

場所:大栄農村環境改善センター 2階 会議室4

議 題

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 中部圏域における取り組みの報告
4. 地域課題への取り組み
(1)理解・啓発 (2)雇用 (3)権利擁護 (4)防災
5. その他(次年度事業について)
6. 副会長挨拶
7. 閉 会

北栄町障がい者地域自立支援協議会委員

任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日

	氏名	所属	役職	要綱区分
1	山下喜美子	北栄町ひまわり会	監事	障がい者及び家族の代表
2	岡本眞知子	北栄町幸の会	副会長	障がい者及び家族の代表
3	小濱 祥照	北栄町	北栄町身体障がい者相談員	障がい者及び家族の代表
4	中井 恭子	フレンズ	所長	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
5	欠 川口 友加	げんき工房	管理者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
6	欠 山部 京子	地域活動支援センター あゆみの郷	介護士	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
7	齋尾 典代	菜野人創造所team veg(チームベジ)	理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
8	小谷 紀央	あいおい	代表理事	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
9	原田 裕子	ニチイケアセンター大栄	管理者兼サービス提供責任者	障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
10	欠 前田日登美	北栄町健康推進課健康づくり推進室	保健師	町の職員
11	欠 竹内 園美	北栄町教育総務課発達支援室	室長・指導主事	町の職員
12	欠 小椋 照良	北栄町民生児童委員協議会	主任児童委員	地域活動団体の代表
13	河本 和幸	中部障がい者地域生活支援センター	相談支援専門員	相談機関の代表
14	小澤 靖	北栄町福祉課	課長	障がい者地域生活支援センターの代表

オブザーバー

	欠 山本 幸司	北栄町総務課情報防災室	室長	
--	---------	-------------	----	--

事務局

	菱井 健生	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	室長	
	田中 教子	北栄町福祉課福祉支援室	主任	
	大田 博文	北栄町福祉課福祉支援室 北栄町障がい者地域生活支援センター	社会福祉士	

北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年9月29日

訓令第51号

(設置)

第1条 北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成18年北栄町訓令第50号)第12条第2項の規定に基づき、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉関係者が地域課題の解決のために具体的に協働するための中核的な協議の場として、北栄町障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者及び家族の代表
- (2) 障害福祉サービス等を提供している事業者の代表
- (3) 相談機関の代表
- (4) 地域活動団体の代表
- (5) 障がい者地域生活支援センターの代表
- (6) 町の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。なお、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会において、必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができる。

3 協議会は、中部圏域障がい者地域自立支援協議会設置要綱(平成24年訓令第号)第11条に規定する市町部会を兼ねるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月12日訓令第37号)

この訓令は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

議題4. 地域課題への取り組みの報告

理解・啓発

	項目	令和6年度の取り組み
①	町報を使って障がいについて広く啓発する	<p>(4月号)発達障がいって何だろう？ (5月号)障がい者相談員の委嘱 (7月号)防災研修開催(参加者募集) (8月号)防災研修実施報告 (11月号)権利擁護研修実施報告 (2月号)ヘルプマーク (3月号)特別児童扶養手当</p> <p>・町報のページ減により掲載機会の減少。他の啓発手段も検討。</p> <p>【参考】</p> <p>R4:発達障がい、障がい者相談員、点訳・朗読ボランティア養成講習会、手話奉仕員養成講習会、町内障がい関係事業所紹介(ニチイケアセンター大栄、COCOKARA だいえい、スマイルセンター倉吉、虹の島)、ヘルプマーク、中部あいサポートフェスタ、中部ハートフルスペース、北栄町精神障がい者家族会～幸の会～要望書提出、町外障がい関係事業所紹介(中部障がい者地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センターくらよし、『エール』鳥取県発達障がい者支援センター、特別児童扶養手当、映画「咲む」上映(全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画)</p> <p>R5:発達障がい(エール事業所紹介)、権利擁護研修(募集・報告)、手話奉仕員養成講習会、ハートフル駐車場、精神障がい者家族会講演会、防災研修(募集・報告)、オストメイト利用者との交流会、見えにくくてお困りの方の相談会、中部あいサポートフェスタ(障がい者週間)、事業所訪問実施報告、精神障がい者家族会要望書提出、ヘルプマーク、特別児童扶養手当</p>

項目	令和6年度の取り組み
<p>② 学校で障がいの啓発に取り組む</p>	<p>(1)手帳、障害福祉サービス、年金、就労等に関する説明会 ■2/20 福祉サービス・教育と福祉の連携に関する研修 ○講師:相談支援センターサポートリンクす 小林 敦子管理者 ○障がい児通所支援事業所見学:COCOKARAほうじょう (町内こども園、小中学校職員対象)</p> <p>(2)義務教育終了後の相談窓口周知を目的とした高校訪問 ■7~8月 米子白鳳高校、よなご中央高等学院、 クラーク記念国際高校鳥取キャンパス、 鳥取中央育英高校、倉吉北高校、鳥取中央育英高校 中央高等学園専修学校、倉吉農業高校 倉吉東高校(全日制、定時制)、青谷高校</p> <p>(3)中学校における総合的な学習の時間 ■10/9 あいサポーター研修 約10名(大栄中学校1年生)</p>

雇 用

	項 目	令和6年度の取り組み
②	一般企業の障がい者雇用を促進する	<p>(1)町商工会会議・イベントにおける「障害者就業・生活支援センターくらよし」リーフレット配布 ■5/24(金) 北栄町商工会通常総会出席者へ配布 会員60名</p> <p>(2)事業所訪問 障がい福祉関係事業所について、相互理解や情報共有のために実施する。</p> <p>日 時:11月19日(火) 11時00分～12時00分 場 所:就労継続支援事業所 紡ぎ (一般社団法人結夢) (新規 令和6年4月より) 就労継続支援B型</p>

	項目	令和6年度の取り組み
③	虐待防止等、障がい者の権利をまもる活動に取り組む	<p>(1) 権利擁護研修 講演会: 障がいのある人も暮らしやすい地域を創る (社福) 南高愛隣会 理事 村木 太郎 氏 日 時: 10月2日(水) 13時30分～15時30分 場 所: 大栄農村環境改善センター 多目的ホール 参加者: 113名</p> <p>【参考】 H30: 『届けたい! がんばっているきみに 贈りたい歌』 75名 心の元気講演家 石川達之 氏 北条農村環境改善センター 大研修室</p> <p>R1: 『ぼくはぼくに生まれてよかったです』～自分らしく生きるということ～ 411名 酒井響希、酒井康子 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール</p> <p>R2: 『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 延期 大栄手話サークル 会長 槇原章二 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール</p> <p>R3: 『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 延期 大栄手話サークル 会長 槇原章二 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール</p> <p>R4: 『聞こえないってどんなこと?』～手話や聞こえないことをみんなで学ぼう～ 122名 大栄手話サークル 会長 槇原章二 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール</p> <p>R5: 『すべての人に星空を』～みんなつながっている～ 250名 一般社団法人 星つむぎの村 高橋 真理子 氏 大栄農村環境改善センター 多目的ホール</p>

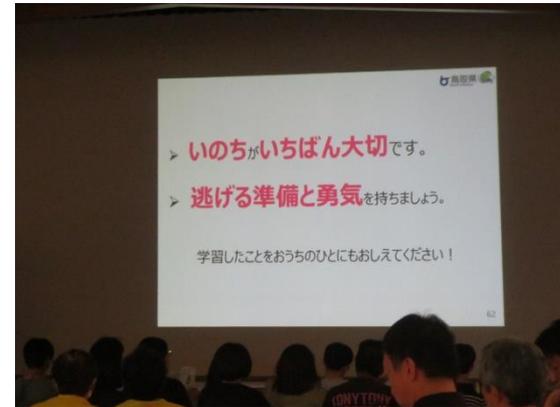


項 目

令和6年度の取り組み

障がい者に対する
防災体制を把握、検
討する

(1)防災研修(地域・団体・事業所)
 内 容:避難訓練、講演「水害・土砂災害の基礎知識」
 鳥取県中部総合事務所県土整備局 林原 伸生 氏
 // 森谷 渉 氏
 日 時:7月3日(水) 13時30分～15時00分
 場 所:北条農村環境改善センター 大研修室
 参加者:97名



議題5. その他(次年度事業について)

	項目	令和7年度の取り組み(案)
⑥		<p>(1)権利擁護研修 内 容:合理的配慮について(県のあいサポート運動の取り組みと併せて) 講 師:【仮】鳥取県障がい福祉課職員 日 時:11月20又は21日 13時30分~15時00分 場 所:北条農村環境改善センター</p> <p>(2024年4月に改正障害者差別解消法が施行し、事業者による障害者への合理的配慮が義務化された。その内容について理解を深めるとともに、その前進となり同じ趣旨を持つあいサポート運動についても併せて学び、全ての人々が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すことを目的に開催する)</p> <p>・合理的配慮については、どのような事案があり影響がみられるかなど、具体的な研修が受けることが出来れば。 ・中四国ブロックの相談員研修会では実際の事例が多く説明され、実態の分かりやすい説明会であった。個人情報等の配慮は必要だが多くの事例に基づく分かりやすい研修が良いと思う。 ・県が合理的配慮に関するCMを作成しているので併せて視聴することが出来れば。</p>

項目	令和7年度の取り組み(案)
⑥	<p>(2)防災研修 内容:【仮】災害から一人の命も取り残さないために 要配慮者の備えと避難行動(DVD27分)+講演 講師:【仮】鳥取県人権文化センター 日時:令和7年6月17~20日 13時30分~15時00分 場所:北条農村環境改善センター 大研修室 (日本全国で毎年のように起こる地震・風水害において、要配慮者の命を守るためにどう備え、どう行動すれば良いのか。また、要配慮者自身に求められることや地域の人たちに出来る事は何か。それぞれの立場で出来る事を探り、具体的な方策について考えていく事で自身の防災意識を高め、災害時に自らの命を守るための行動について考える機会とする。)</p> <p>(3)事業所訪問 時期:令和7年11月末~12月上旬 1回/年 内容:障がい者の就労に関する機関の訪問 ・特別支援学校(琴の浦高等特別支援学校)</p> <p>・訪問候補として、産業人材育成センターの総合実務科(知的障がい)、ニチイケアセンター大栄(施設としては事務所のみ)。 ・雇用への取組みとして、チラシ配布のみでなく障害者雇用の補助金や研修に関する説明も行っては。</p>